

佐賀県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多久牛津線	小城市小城町池上字西川二七一六番 六地先から 小城市小城町池上字西川二九八〇番 一地先まで	平成二三・二一・一